

不動産登記実務の視点Ⅱ 目 次

はしがき

第8章 資格証明情報 1

第9章 代理権限証明情報 19

第10章 代位原因証明情報 51

第11章 印鑑証明書 74

- (1) 印鑑証明書の添付を求める趣旨 74
- (2) 印鑑証明書の適格性 81
- (3) 印鑑証明書の添付省略・援用 100
- (4) 印鑑証明書の有効期限 108
- (5) 印鑑証明書の添付を要する登記 117
 - (一) 所有権に関する登記 117
 - (二) 所有権以外の登記 140
- (6) 印鑑証明書の添付を要しない登記 149
- (7) 議事録に添付する印鑑証明書 153

第12章 住所証明書 161

- (1) 住所証明書の提供を求める趣旨 161
- (2) 住所証明書の適格性 163

- (3) 住所証明書の原本還付・援用・添付省略・印鑑証明書による代替 176
- (4) 住所証明書の有効期限 184
- (5) 住所証明書の提供を要する登記 186
- (6) 住所証明書の提供を要しない登記 200
- (7) 外国人の住所証明書 206
- (8) 在外邦人の住所証明書 210

第13章 所有権の保存の登記 212

- (1) 所有権の保存の登記の効力 212
- (2) 所有権の保存の登記の一括申請 216
- (3) 所有権の保存の登記の申請人 219
 - (一) 表題部所有者 219
 - (二) 表題部所有者の相続人その他の一般承継人 225
 - (三) 所有権を有することが確定判決によって確認された者 234
 - (四) 収用によって所有権を取得した者 244
 - (五) 表題部所有者から直接区分建物の所有権を取得した者 245
 - (六) 民法423条による債権者 263
 - (七) 所有権の登記のない建物と所有権の登記がある建物が合体した場合の合体後の建物につき所有権の登記を申請する者 267
- (4) 所有権の保存の登記の前提登記 268
- (5) 職権による所有権の保存の登記 271
- (6) 所有権の保存の登記の抹消 275

第14章 登記識別情報 278

- (1) 登記識別情報の概要 278

- (2) 登記識別情報の通知 279
 - (一) 通知の相手方 279
 - (二) 通知の方法 290
 - (三) 通知を要しない場合 295
- (3) 登記識別情報（登記済証）の提供 296
 - (一) 提供を要する場合 296
 - ア 総 説 296
 - イ 所有権に関する登記（仮登記を除く。） 305
 - ウ 所有権以外の権利に関する登記（仮登記を除く。） 324
 - エ 仮登記 334
 - オ 混同を登記原因とする抹消登記の場合 351
 - (二) 提供を要しない場合 356
 - (三) 提供することができない正当な理由 368
- (4) 事前通知 373
- (5) 資格者代理人による本人確認情報の提供 385
- (6) 公証人による認証 405
- (7) 登記官による本人確認調査 408
- (8) 不正登記防止申出の取扱い 415
- (9) 登記識別情報の失効の申出 420
- (10) 登記識別情報の有効証明請求 430
- (11) 登記識別情報を記載した書面の廃棄 441

先 例 索 引 445

判 例 索 引 455